



東弁の活動

東京三弁護士会と東京税理士会が 会員相互紹介に関する協定を締結しました。

2010年3月3日、弁護士会館6階来賓室にて、東京三弁護士会と東京税理士会との、会員相互紹介に関する協定が締結されました。

この協定により、研修・セミナー等の講師依頼のみならず、具体的受任事件において、

- 「法律問題が生じてきたが、弁護士の知り合いがない。」という税理士からの弁護士紹介依頼
 - 「税理士の協力を得たいけど、誰に頼んでよいかわからない。」という弁護士からの税理士紹介依頼
- に基づき、相互に所属会員を紹介することができるようになりました。

是非ご利用ください。

なお、税理士からの弁護士紹介依頼について、当会では、弁護士紹介センターの各名簿に登録された会員を紹介します。



挨拶をする山岸会長



協定締結後の握手

問い合わせ先

東京弁護士会 弁護士紹介センター (TEL.03-3581-7716) ・司法調査課 (TEL.03-3581-2207)